

意見の概要と市の考え方

※いただいたご意見は原文の内容を基本としつつ、趣旨を損なわないように一部校正しています。

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正内容
1	<p>市内（桜井地区）で集合住宅を所有・管理している事業者です。</p> <p>今回の計画区域見直し（案）の趣旨（持続可能な下水道事業の運営）には賛同します。</p> <p>一方で、下水道の計画区域の内側において下水道整備が完了するまでの期間は、合併処理浄化槽による汚水処理を継続せざるを得ません。</p> <p>特に集合住宅では維持管理費（保守点検・清掃・法定検査・緊急対応等）の負担が大きく、維持管理事業者の選択肢が限られる地域では、費用の高止まり・高騰や条件の硬直化が生じる懸念があります。</p> <p>適正な維持管理の確保と、利用者が過度な負担なく汚水処理を継続できるよう、価格や作業内容の透明性向上（内訳の明確化等）、標準的な条件・業務範囲の情報提供、相見積が可能となる環境づくり等の施策をご検討ください。</p>	<p>今回の公共下水道計画区域見直しの趣旨（持続可能な下水道事業の運営）にご賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり、下水道整備が完了するまでの間は、合併処理浄化槽による適正な汚水処理を継続していただく必要がございます。浄化槽管理者様には、浄化槽法に基づき、保守点検、清掃及び法定検査を適正に実施していただいておりますこと、日頃よりご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。</p> <p>一方で、維持管理費の負担や事業者選択が限られることへの懸念につきまして、専門的な許可を要する業種であることから業者数が限られているのが現状です。所在地によって利用いただく事業者が定まることについては、何卒ご理解・ご協力のほどお願いいたします。</p> <p>今後は、適正な維持管理を継続していただけるよう、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査に関する制度や一般的な業務内容、相談先などについて、広報紙や市ホームページ等を通じて、より分かりやすい情報提供に努めてまいります。</p> <p>今後とも、生活環境の保全及び公共用水域の水質保全に努めてまいりますので、引き続きご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	無

2	<p>下水道の予定処理区域内では合併処理浄化槽の設置補助金がない。処理区域内は概ね7年以内、平均3～4年程度で整備が完了し、使用開始が前提である。(環境省 衛浄33号)</p> <p>下水道の予定処理区域内で25年以上整備されず合併処理浄化槽の補助金もないのであれば区域外とするべきである。</p> <p>現在も単独浄化槽で生活排水が浄化されずに水路に流れている家がたくさん有る。今回の見直しにて、人家のまばらな所は下水道区域内を区域外とし、補助金を出すべきである。今回の縮小範囲では少な過ぎる。</p>	<p>今回の公共下水道計画区域見直しに関し、ご意見をお寄せいただきありがとうございます。</p> <p>下水道事業計画区域内では、原則として下水道による汚水処理を進めることとしておりますが、ご指摘のとおり、長期間にわたり整備に至っていない地域が生じていることにつきましては、真摯に受け止めております。今回の見直しは、このような状況を踏まえ、将来的にも持続可能で実現性の高い汚水処理体制を構築するために行うものです。</p> <p>従前の計画区域全体を下水道により整備しようとした場合、当初の計画策定時と比較して、人口減少の進行や厳しい財政状況など、現在の社会情勢下では、さらに長期間の年月と多額の事業費を要することが見込まれます。既存施設の更新需要も増加する中、地域の実情に応じて、下水道整備を重点的に進める区域と、合併処理浄化槽による整備を基本とする区域とを適切に設定する必要があると判断いたしました。</p> <p>また、区域縮小の範囲につきましては、人口密度や集落のまとまり、地形条件に加え、整備に要する費用や維持管理のあり方などを踏まえ、地域の実情に応じた持続可能な汚水処理の方法となるよう、総合的に勘案して区域設定を行っております。</p> <p>なお、今回の見直しにより区域外となる地域につきましては、合併処理浄化槽の補助制度の活用が可能となります。今後は、下水道と合併処理浄化槽を適切に組み合わせた最適な汚水処理システムを構築し、市内全ての地域における生活環境の保全及び公共用水域の水質保全を図ってまいります。</p>	無
---	--	--	---